

入札説明書等の訂正について（第2回）

令和5年9月29日に公告した 国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 に係る入札説明書等に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	添付1 事業契約書（案）	32	23	第7章 事業費の支払に関する事項 第77条 維持管理費及びその他の費用の支払	事業者は、第75条第2項の検査に合格したときは、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全20回、発注者に対し、当該検査の対象となった事業年度の維持管理業務にかかる維持管理費及びその他の費用の支払いを請求することができる。	事業者は、第75条第2項の検査に合格したときは、令和12年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全23回、発注者に対し、当該検査の対象となった事業年度の維持管理業務にかかる維持管理費及びその他の費用の支払いを請求することができる。
2	添付2 要求水準書	42	17	第3 工事業務 3. 電線共同溝工事業務 (1) 基本事項 1) 共通 ③施工管理 d) 建設現場における遠隔臨場の実施 ハ) 実施内容 v) 費用	遠隔臨場にかかる事業者側の費用については、事業者の負担とする。	遠隔臨場にかかる事業者側の費用については、技術管理費に積上げ計上とする。
3	添付6 事業費の算定及び支払い方法	3	9	第2. 事業費の算定及び支払方法 2. 支払方法の基本的事項	四国地方整備局は、事業費について、下記第2. 3. で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等の相当額を、原則として、 <u>毎回、四国地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。</u>	四国地方整備局は、事業費について、下記第2. 3. で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等の相当額を、原則として、 <u>毎回、四国地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ</u> 各年度末の翌月末までに支払う。
4	添付6 事業費の算定及び支払い方法	3	31	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ② 割賦手数料 イ 基準金利	基準金利は、本施設の引渡予定日（令和12年3月31日）（以下「金利確定日」という。）に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。	基準金利は、本施設の引渡予定日（令和12年3月31日） <u>の2営業日前</u> （以下「金利確定日」という。）に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。